

会議等結果報告書			
会議区分	会議・打合せ・協議	文書番号	97
		決裁期日	令和4年8月31日
名称	第2回上富良野町協働のまちづくり推進委員会		
日時	令和4年8月31日（水） 18時30分～19時30分		
場所	役場3階 第2会議室		
出席者	協働のまちづくり推進委員7人（別紙名簿のとおり） 事務局：町民生活課 山内課長、自治推進班 新井主幹、中島主査 合計10人		

[進行：長田会長]

〈会長挨拶〉

1 説明

- (1) 上富良野高校地域探究授業について
事務局（新井主幹）より資料に基づき説明。
- (2) 協働のまちづくり推進委員の追加募集について
追加募集の結果、応募者はいなかった。

2 議題

(1) 自治基本条例の見直しについて

前文（結論：改正なし）

長田会長：最高規範性であるが、この条例に基づいて他の条例が作られるのか。

山内課長：まちづくりの基本としており、最上位となっている。

田中委員：この条例が改正されると、他の条例も改正が必要になるのか。

山内課長：関係する部分があれば、改正が必要になる。

第1条～第2条（結論：改正なし）

第3条（第2項：再協議）

第2項

山内課長：「国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境、個々の考え方や、お互いの違いを理解し尊重する」とあるが昨今の「性別」について、考えると、条文に書いた方が良いか、ご意見をいただきたい。

長田会長：「違いを理解し尊重する」とあるので、問題ないように思う。

柴田委員：国籍などの他にも、いろいろとあるので、もう少し短くしてもよい。

舘尾委員：「違い」よりも「係わらず」にした方がよい。

山内課長：事務局で他の自治体の条例を確認し、次回の会議に報告する。

長田会長：各委員も良い条文があれば、次回会議に報告してほしい。

田中委員：町民憲章の「町民」と、条例の「町民」は、同じ考えか。

新井主幹：条例の「町民」は、居住している者、通勤・通学者、事業を営む法人、活動している団体等であるが、町民憲章はこの条例よりも昔（昭和42年）に作れたもので、当時はそこまで考慮されていなかったと思われる。

第4条（結論：改正なし）

長田会長：情報共有とは、具体的にどんなことをしているのか。

新井主幹：広報、防災無線、HP等で情報発信している。

第5条～第6条（結論：改正なし）

第7条（結論：改正なし。解説を修正）

柴田委員：解説に「平成13年に上富良野町情報公開条例」とあるが、「平成13年」は必要ないのでは。

第8条～第13条（結論：改正なし）

第14条（結論：改正なし）

長田会長：職員に対し、条例の周知はされているのか。

新井主幹：新人研修等で周知している。

長田会長：職員の地域コミュニティに参加している等の評価を行っているか。

山内課長：評価は行っていない。

田中委員：職員のコミュニティ参加についてはスポーツ協会で活動している積極的参加している職員もいるので、まったく問題ない。

その他

柴田委員：解説に使っている写真を新しくした方が良い。

長田会長：条例を浸透させるために、この見直しを機に、広報等で周知しては。

長田会長：上富良野町特有の自衛隊についてふれないのか。

山内課長：事業所の一つとしてとらえている。

次回会議について

次回会議は10月とし、後日事務局から委員に日程調整を行う。

【会議録は決裁終了後、行政ホームページで公開】